

まちトク消費喚起支援事業補助金

－商店街や同業者組合等が実施する消費喚起事業を支援します－

申請受付期間

令和8年10月30日(金)まで(先着順ではありません)

補助対象者

- ① 商店街振興組合、事業協同組合等、法人格を有する団体
 - ② 定款、規約等により代表者の定めがあり、かつ、資金、財産等の管理を適正に行うことができる任意団体(本事業に合わせて新たに組織する団体も可)
- ※①、②ともに、事業への参加店舗数が10者以上であることが必要です。
※事業への参加は、市内で営業する店舗に限ります。
※複数の団体に加盟している店舗については、事業への参加は1団体に限るものとします。

補助対象事業

- 令和9年2月28日(日)までに完了する、消費喚起につながる次の事業等
- ① 割引・還元等キャンペーン事業(割引セール、値引クーポン、ポイント還元、プレミアム付商品券等)
※割引・還元等の率は、価格の30%以内とします。
 - ② 誘客イベント等開催事業(スタンプラリー、抽選会、会場を借り上げたイベント等)

補助上限額・補助率

- 事業への参加店舗数に応じて、次の金額を上限とします(補助率は10/10以内)
- | | | |
|--------------|-------|--|
| ①参加店舗数10～14者 | 100万円 | ※複数の団体が連携して事業を行う場合は、団体ごとに算出された額の合計額を上限額とします。 |
| ②参加店舗数15～19者 | 200万円 | |
| ③参加店舗数20者以上 | 300万円 | |

補助対象経費

人件費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、振込手数料、委託料、使用料及び賃借料、負担金 等

※上記の費用でも対象外となる場合がありますので、必ず「まちトク消費喚起支援事業補助金の手引き」から対象経費の例をご確認ください。

お問い合わせ先

湯沢市産業振興部 商工課 商工労政班
〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号 TEL:0183-55-8186
E-mail:shoko-rosei-gr@city.yuzawa.lg.jp
市ホームページ: <https://www.city-yuzawa.jp/soshiki/46/6538.html>



※補助金に関する詳細は、市ホームページからご確認いただくか、上記までお問い合わせください。
※この事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。